



小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金

～空き店舗を活かして、「おいしい・楽しい」まちづくり～



制度開始：令和7年8月1日



対象エリア：小出商店街のアーケード設置区間



目的：空き店舗の利活用を通じて、商店街の魅力向上と中心市街地の活性化を図るため、改修費や賃借料などを補助します。

◎ 空き店舗出店者には！



改修工事費等(令和7年8月以降の出店者)

費用の $\frac{2}{3}$ 以内 上限 200 万円

賃借料補助(令和7年8月以降の出店者)

上限 5 万円/月 × 3 年間

賃借料補助(令和4年9月以降の出店者)

上限 2 万円/月 × 所定の期間※

※開店の翌月から起算して3年を経過するまでの期間

◎ 空き店舗を所有するオーナーには！



改修工事費等

費用の $\frac{1}{2}$ 以内 上限 50 万円

 **補助対象経費、補助金額等**

補助事業の区分	補助対象者の区分	補助対象経費	補助金額
店舗活用改修支援事業	新規出店者 (令和7年8月以降の出店者)	事業を開始するために行う改修工事費等で、以下に掲げるもの (1) 空き店舗の改修工事費 (住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。) (2) 事業の用に供する 設備の導入工事費 (建物に固着するものに限る。) (3) 店舗に直接設置する 看板等の設置工事費	補助対象経費の 3分の2以内の額 (上限200万円)
物件賃借支援事業	新規出店者(令和7年8月以降の出店者)	店舗の賃借料 (開店の翌月から起算して3年を経過するまでの期間分)	補助対象経費の 10分の10以内の額 (上限月額5万円)
	既存新興出店者(令和4年9月以降の出店者)	店舗の賃借料 (令和7年8月1日以降の期間のうち、開店の翌月から起算して3年を経過するまでの期間分)	補助対象経費の 2分の1以内の額 (上限月額2万円)
所有物件改修支援事業	物件所有者	空き店舗の賃借又は売却のために必要な改修工事費等で、以下に掲げるもの (1) 空き店舗の改修工事費 (住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。) (2) 住居等他の用途に供される部分と店舗部分を明確に区別するための工事費 (電気、水道、ガスを分離するための工事費を含む) (3) 残置物撤去処分費	補助対象経費の 2分の1以内の額 (上限50万円)



補助対象にならない経費

- ・交付決定前に発生した工事費・撤去費
- ・親族・役員間の賃貸契約による賃借料
- ・租税公課
- ・備品購入費(建物に固着しないもの)
- ・店舗所有者以外との賃貸契約による賃借料
- ・他の補助事業で対象となっている経費

補助対象者の要件

共通

- 対象エリアの空き店舗(事業活動を休止してから6か月以上経過した物件)を活用して、市内の商業活性化のために取り組む意思があること
- 魚沼市商工会、店舗所在地の商店街協同組合又はうおぬまポイントカード会のいずれかに加入すること
- 市が実施する事業効果確認等のための調査に対し、協力を約束できること。
- 大企業でないこと
- 市税に未納がないこと
- 暴力団等との関係がないこと

新規出店者(令和7年8月以降の出店者)

- 主たる業種が日本標準産業分類の中分類が以下のいずれかの業種又は中心市街地の活性化に資すると市長が特に認める業種であり、市が進める中心市街地のにぎわいづくりの方針に合致したものであること
 - ・56 各種商品小売業 ・57 織物・衣服・身の回り品小売業 ・58 飲食料品小売業
 - ・60 その他の小売業 ・75 宿泊業 ・76 飲食店 ・78 洗濯・理容・美容・浴場業 ・80 娯楽業
- 対面によるサービス提供を主たる目的とした事業であること。
- 週に3日以上かつ1日当たりの営業時間が4時間以上であること。
- 午前6時から午後6時までの間に2時間以上の営業時間を含むこと。
- 風俗営業又は酒類提供飲食店営業(午前零時から午前6時までの間に営業するものに限る。)に該当しないこと。
- 事業経営の経験又は企業等におけるマネジメント業務若しくは事業リーダー等の経験を生かして、持続可能な事業運営が可能であると認められる者であること。
- 補助金の交付を受けた後、3年以上事業を継続する意思があること

既存新興出店者(令和4年9月以降の出店者)

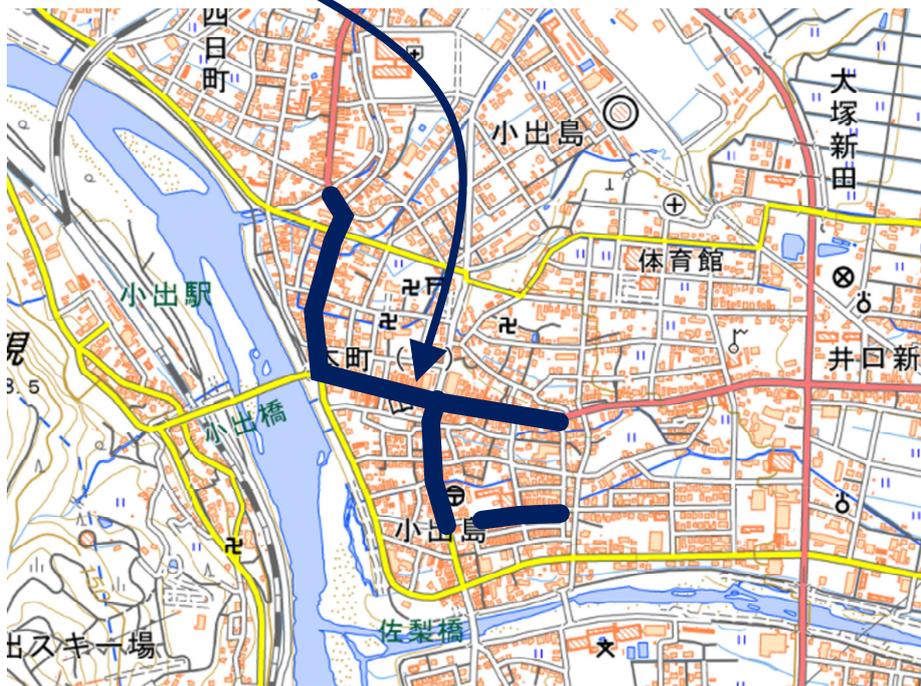
- 主たる業種が日本標準産業分類の中分類が以下のいずれかの業種であり、市が進める中心市街地のにぎわいづくりの方針に合致したものであること
 - ・56 各種商品小売業 ・57 織物・衣服・身の回り品小売業 ・58 飲食料品小売業
 - ・60 その他の小売業 ・75 宿泊業 ・76 飲食店 ・78 洗濯・理容・美容・浴場業 ・80 娯楽業
- 対面によるサービス提供を主たる目的とした事業であること。
- 週に3日以上かつ1日当たりの営業時間が4時間以上であること。
- 午前6時から午後6時までの間に2時間以上の営業時間を含むこと。
- 風俗営業又は酒類提供飲食店営業(午前零時から午前6時までの間に営業するものに限る。)に該当しないこと。
- 補助金の交付を受けた後、3年以上事業を継続する意思があること

物件所有者

- 空き店舗を改修した後、速やかに賃貸若しくは売却の手続又は店舗活用者の募集を行うこと。
- 市が実施する事業効果確認等のための調査に対し、協力を約束できること。



対象エリア（小出商店街のアーケード設置区間）



申請から補助金交付までの流れ（令和7年度分）

1. 申請書を提出（提出先：市役所商工課）
2. 審査・決定通知
3. 事業実施
4. 実績報告書を提出（期限：令和8年3月31日）
5. 補助金額確定・補助金交付

※補助金の交付は、実績報告書の提出後になりますのでご注意ください。

この補助制度の最新情報や
申請書類等の様式ダウンロードは、こちらから

小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金



しごとnet うおぬま



お問い合わせ

魚沼市産業経済部 商工課

☎ 025-792-9753 ✉ shoko@city.uonuma.lg.jp

